

ニッチトップ企業創出支援事業

公募要領

【募集期間】

令和6年7月1日（月）～7月31日（水）（17時必着）

【問合せ先】

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業政策課ブランドマーケティンググループ

TEL：076-225-1512 E-MAIL：syokou@pref.ishikawa.lg.jp

令和6年7月

石川県商工労働部産業政策課

1. 目的

本県経済を牽引することが期待されるニッチトップ企業の創出および国内外への展開を支援することにより、本県産業全体の対外的競争力の向上を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

県内に本社を有し、高い技術力や独自の技術・ノウハウ等を有する企業で、次の（１）、（２）のいずれかに該当する企業。

※同一年度での同一法人・事業者での申請は、どちらか一方の申請に限ります。

（１）グローバルシェア獲得枠

海外ニッチ市場でシェアトップを目指す企業

（２）シェアトップ育成枠（①または②のいずれかに該当すれば対象となります。）

① 国内ニッチ市場でシェアトップを目指す企業

② 新しい産業分野やビジネス形態で全国的なモデルとなるような企業

3. 補助対象事業

上記２（１）においては国内で、２（２）においては国外でシェアトップとなるための販路開拓にかかる取組等を対象とします。

4. 採択により活用できる支援制度

（１）支援制度

県、県工業試験場、石川県産業創出支援機構（ISICO）等からなる支援チームにより、最長３年間の支援を実施。

（２）補助金

事業に要する経費の補助

- ・補助率：補助対象経費の2／3以内
- ・補助限度額：2,000千円／年（千円未満切捨て）
- ・補助対象経費：補助対象となる経費は以下の表に記載されたものとなります。

経費区分	内 容
専門家活用費	専門家謝金、専門家旅費
事業費	展示会出展に要する経費、知的財産権等取得費、市場調査、販路開拓に要する経費 ※機械装置の購入費や開発費は補助対象外です。 ※自社従業員の旅費は補助対象外です。

※補助金交付決定日以降に支出するものに限りません。

※消費税及び地方消費税は補助対象外です。

※本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証憑書類によって金額等が確認できるものに限りません。

(3) 融資制度

経営革新等支援融資の融資限度額の拡大や保証条件の緩和

- ① 限度額の拡大 2億円（運転資金5千万円）→ 4億円（運転資金1億円）
- ② 無担保保証枠の拡大 8千万円 → 1億8千万円

5. 補助対象期間

交付決定日から令和6年度末まで

※事業の進捗状況等について、適切と認められた場合、年度ごとに手続きを行うことによって、最長令和8年度末まで延長可能です。

6. 応募方法

(1) 応募手続き

- ・以下の資料を電子メールに添付し、下記の提出先へ提出してください。

【提出先】

石川県 商工労働部 産業政策課 ブランドマーケティンググループ
syoukou@pref.ishikawa.lg.jp

※添付するファイルのサイズによっては受信できない場合がありますので、5MBを超える場合は事前にご相談ください。その他、3営業日以内に受領確認のメールが届かない場合もご連絡ください。

- ・提出資料については、採択の可否に関わらず返却いたしませんので、ご了承ください。

提出資料	備考
事業計画書	所定の様式を県のホームページからダウンロードし、ご提出ください。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoko/nichetop/niche_bosyu.html
過去3年間の決算書 (貸借対照表、損益計算書)	直後に決算月が到来予定である場合や決算月が過ぎているが決算書ができていない場合などは、直近の残高試算表をご用意ください。 また、過去3年間の貸借対照表、損益計算書を用意できない場合などは、別途ご相談ください。
株主等及び役員の一覧表	資本金の構成員及びその出資額が分かるものをご提出ください。
会社案内等	事業の内容や従業員数がわかるもの(パンフレット等)をご提出ください。
プレゼン資料	審査は10～15分程度のプレゼンテーションにより実施するため、事業計画書をプレゼン資料にしたものをご提出ください。 (様式は自由ですが、パワーポイント資料が望ましいです。)

(2) 募集期間

令和6年7月1日(月)～7月31日(水) 17:00(必着)

(3) スケジュール(予定)

内容	時期
公募	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
審査会	令和6年8月中旬頃
採択決定	令和6年9～10月頃

7. 審査

(1) 審査方法

- ・学識経験者をはじめとした外部の専門家等から構成される審査会を設置し、審査いたします。
- ・審査にあたり、事前に事業計画等に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・(2) 審査基準に基づき、事業計画書及び10～15分程度のプレゼンテーションにより審査及び採点を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査会は非公開とし、オンライン形式で実施する場合があります。
- ・審査会にてサンプル等の配布を希望される場合はご相談ください。

- ・審査経過および審査結果に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

区 分	内 容
戦略性・市場性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的・目標が具体的かつ妥当であるか ・市場の選択、ニーズの把握を的確にできているか ・今後の市場拡大が見込める市場であるか
独自性・優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・独自性を有した取組であるか ・他社や従来の事業と比較し、優位性を有しているか ・世界市場での競争優位性が認められるか（グローバルシェア獲得枠のみ）
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が明確かつ適切であるか ・事業計画を遂行する適切な組織・人員体制がとられているか ・企業固有の経営理念、組織文化等を有しているか ・海外シェアの獲得・拡大が期待できるか（グローバルシェア獲得枠のみ）
財務・資金の健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状態が健全であるか。 ・事業を遂行するにあたり、適切な資金計画が立てられているか。

(3) 採択予定件数：計5件程度

- ① グローバルシェア獲得枠：1～2件程度
- ② シェアトップ育成枠：3～4件程度

(4) 通知

審査結果につきましては、後日、石川県商工労働部産業政策課から通知します。なお、採択された場合でも、予算の状況等により、申請時の補助金額が減額される場合があります。

8. 補助金の交付

- ・補助金は、補助対象事業の実績報告書（当該年度の事業実施に係る報告書及びその経費に係る経理証憑書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付いたします。
- ・また、交付申請・実績報告に係る手続きに関しては、年度ごとに手続きが必要になります。

9. 採択された場合の留意点

- ① 採択された場合、原則として、企業名・代表者名、事業概要等を公表します。また、採択にかかる会議や式への出席及び事業概要のプレゼンをお願いすることがあります。

- ② 採択された場合、事業の開始にあたり、県などと事業の進め方について打合せを行うことがあります。
- ③ 補助事業の終了後、県からフォローアップ調査（成果等に関する聞き取り調査、アンケート調査等）を行うことがあります。
- ④ 補助事業の終了後、上記③の調査結果について、県のホームページ上での公開や、セミナー等での発表を依頼することがあります。
- ⑤ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合や補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ⑥ 補助事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証憑書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業期間中の遂行状況などの報告を求められたときには、指示された期日までに報告書を提出しなければなりません。
- ⑧ 補助事業期間中の遂行状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、県が実地検査を行うことがあります。
- ⑨ 上記⑧の場合、県の求めに応じて証憑書類等を提示すること又は県が事業内容の変更を命じた場合はその指示に従わなければなりません。
- ⑩ 補助事業者が「石川県補助金交付規則」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容及び企業名の公表等を行うことがあります。
- ⑪ その他、「ニッチトップ企業創出支援事業費補助金交付要綱」に記載の内容に従わなければなりません。